

国民健康保険税を軽減します

4/1から

急な倒産や解雇等により、失業された方で次に該当する方は、手続きください。

▼対象者

● 離職日が平成21年3月31日以降

● 離職日時点で65歳未満

● 雇用保険受給資格者証に記載されている「離職理由」が、「特定受給資格者(コード11・12・21・22・31・32)」または「特定理由離職者(コード23・33・34)」

▼軽減措置

● 離職日の翌日の属する月から翌年度3月分まで、該当する方の給与所得を一〇〇分の三〇とみなして国民健康保険税を算定します。(平成22年度以降に限る。)

また、高額医療費等の自己負担限度額判定にも適用されます。

▼手続き

《届け出に必要なもの》

● 該当される方の雇用保険受給資格者証

● 認印

※新たに国民健康保険に加入される場合には事前にお問い合わせください。

◎問い合わせ

保険福祉課 ☎内線275

国民健康保険税の世帯限度額を変更

平成22年度より国民健康保険税の世帯限度額が次のとおり変更されました。

なお、平成22年度国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送予定です。

○世帯限度額の改正

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	47万円	12万円	10万円
改正後	50万円	13万円	10万円

◎問い合わせ

保険福祉課 ☎内線275

こんにちは栄養士です

172

食育の推進

「食育」といっても、具体的にどんなことかと思う方も多いのではないかと思います。

食育は、範囲を決めることが難しく、考え次第でいくらでも広がると言われていきます。

町では、食育推進計画に基づき、様々な事業を実施しています。その一部を紹介します。

◆ 地域の「食」について考える食生活改善推進員の養成

◆ 「歯の健康フェスタ」で、歯に良いレシピの紹介

◆ 和食の基本を学ぶ「きほんのき」や行事食を家庭で簡単に作れるレシピや由来を学ぶ「ひとの『わ』」の開催

◆ 夏には親子で一緒に楽しむクッキング教室の開催

19日は「食育の日」

毎月19日は「食育の日」です。「食育の日」とは、食育を進めていく運動を継続的に広げていき、食育の一層の定着を図るための機会として、国の計画である「食育推進基本計画」により定められました。

毎月19日は少し早起きして自

分のお弁当を作ったり、大磯の特産品で料理をするのもいいですね。

6月は「食育月間」

この機会に日ごろの食生活を見直し、家族や地域の皆さんと一緒に「食」について考えてみませんか。

町では6月18日に「食育講演会」を開催します。詳細は情報コーナー(16ページ)をご覧ください。

保健センターではプランターで野菜の苗を育てています。気軽に覗いてみてください。



▲野菜の苗と種から育てる落花生など

◎問い合わせ スポーツ健康課

青木 ☎内線319

職員人事異動

(平成22年5月1日付)

新	氏名	旧
<課長級> 教育委員会子ども育成課子育て支援室長 兼横溝千鶴子記念子育て支援総合センター所長	大隅 則久	教育委員会子ども育成課子育て支援室長 兼子育て支援センター所長
<副主幹級> 教育委員会子ども育成課子育て支援室 横溝千鶴子記念子育て支援総合センター副所長	長岡 喜代美	教育委員会子ども育成課子育て支援室副主幹 兼子育て支援センター副主幹

◎問い合わせ 総務課 ☎内線211